

第1回臨時委員会会議録

教 育 長) 開会宣言

教 育 長) 会議成立の宣言

教 育 長) 会議録署名委員の指名（浅井委員）

教 育 長) それでは、審議に入ります。日程第1、第1号議案「丹波少年自然の家事務組合規約の変更について」を議題とします。提案説明を求めます。

青少年育成課長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

越 野 委 員) この組合は9市1町で組織されているということですが、この9市1町以外の神戸市などは、この施設を利用することはできないのでしょうか。

社会教育部長) 利用することはできると思います。利用状況としましては、神戸市民の方でも個人利用をされている方はいらっしゃると思いますが、通常、9市1町の構成団体での利用が大部分を占めています。しかし、利用頻度の少ない冬の期間につきましては、予約に余裕がある状況となっております。また、この施設の財政的な面になりますが、構成市が使用していないときに、ほかの団体に使っていただき、財政状況をよくすることも必要となっております。その点につきましては、常に関係者会議の中でも組合事務局に申し上げているところです。

越 野 委 員) 組合を組織する構成市町が、優先的に施設を使うことができるのですか。

社会教育部長) そうです。

越 野 委 員) わかりました。

浅 井 委 員) 本来は市議会から意見を聴取すべきところが、諸般の事情により市長からの意見を求められたということですので、以後、このようなことが起こらないよう、注意深く気を付けてください。

社会教育部長) このたび教育委員会の担当課に不手際があり、申し訳ございません。今後このようなことのないように、取り組んでまいります。

浅 井 委 員) よろしくお願ひします。

教 育 長) 改めまして、本来ならば3月議会に提出し、この規約変更を議会で採決していただくという流れになるところ、このような形になってしまい、お詫び申し上げます。事務手続上の書類のルールや、対応の状況等につきましては、担当課を含めて、きっちりとした形で対応してまいりますので、今回このような臨時会を開かせていただくとともに、市長に専決という判断をいただいたことを重く受けとめております。

他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

それでは「丹波少年自然の家事務組合理約の変更」について異議がないものとしてよろしいでしょうか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は承認されました。

〈第1号議案採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

教 育 長) 閉会宣言